(平成23年1月26日 規 程 第 2 号)最終改正 令和4年3月28日規程第44号

(趣旨等)

- 第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)における動物実験について、科学的観点、動物福祉の観点並びに実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。第 25条において「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基 本指針(平成18年文部科学省告示第71号。第25条及び第39条において「基本指針」と いう。)、動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)、その他の法令等に定 めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)動物実験 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
 - (2) 実験動物 実験に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
 - (3) 施設等 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験を行う飼養保管施設及び実験動物に実験操作(48時間以内の一時保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設管理者 実験動物及び飼養保管施設の管理を統括する者で、施設等を有する教育研究 組織の長又は教育研究組織の長が指名する者をいう。
- (5)実験動物管理者 飼養保管施設において施設管理者を補佐し、実験動物の管理を行う者で、 実験動物学又は獣医畜産学等の知識及び経験を有する者の中から、施設等を有する教育研究 組織の長が指名する者をいう。
- (6) 動物実験実施者 職員、学生その他動物実験の実施に携わる者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の実験計画の策定及び実施について責任を 負う教員をいう。
- (8) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養管理を行う者をいう。 (基本原則)
- 第3条 動物実験の実施に当たっては、できる限り動物を使用する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り使用する動物の数を少なくすること等により動物を適切に使用することに配慮するとともに、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

(適用範囲)

- 第4条 この規程は、本学において実施する実験動物の生体を用いる全ての動物実験に適用する。 (動物実験委員会)
- 第5条 本学保健科学部に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 保健科学部保健学科長
- (2) 実験を行っている者の所属する学科、専攻等から選出される者 2名
- (3) 安全衛生委員会委員(春日地区)のうちから安全衛生委員会(春日地区)委員長が指名する者 1名
- (4) その他学長が指名する者 若干名
- 3 委員(前項第1号の委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前3項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

- 第7条 委員は、自らが動物実験責任者となる実験計画の審査に加わることができない。
- 2 委員は、実験計画の内容その他職務上知りえた情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(役割)

- 第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学部長等に報告するとともに、必要に応じ学長に報告するものとする。
- (1)動物実験計画の審査に関すること。
- (2)動物実験計画の実施状況に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4)動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5)動物実験に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項

(飼養保管施設)

第9条 教育研究組織の長は、飼養保管施設を設置する場合は、当該飼養保管施設の施設管理者 及び実験動物管理者を定め、別記様式第1の飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承 認を得なければならない。

- 2 教育研究組織の長は、飼養保管施設の設置を計画する場合は、飼養保管施設に必要な構造や 設備について、工事等を行う前にあらかじめ、委員会の助言を求めなければならない。
- 3 学長は、第1項の飼養保管施設の設置申請があったときは、委員会の審査結果に基づき、当該設置申請の承認の可否を決定するものとする。

(飼養保管施設の要件)

- 第10条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。
 - (2) 飼養保管を行う実験動物の種類、数等に応じた飼育設備を有すること。
 - (3) 床や内壁等が清掃、消毒が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - (6) 施設管理者及び実験動物管理者が置かれていること。

(動物実験室)

- 第11条 動物実験責任者は、飼養保管施設以外の実験室で動物実験を行う場合は、別記様式第 2の動物実験室設置承認申請書を教育研究組織の長を経由して学長に提出し、承認を得なけれ ばならない。
- 2 学長は、前項の動物実験室の設置申請があったときは、委員会の審査結果に基づき、当該設置申請の承認の可否を決定するものとする。

(動物実験室の要件)

- 第12条 動物実験室は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走した場合に捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して、清掃や消毒が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理)

- 第13条 教育研究組織の長は、施設等を適切に維持管理しなければならない。
- 2 学長は、委員会の報告に基づき、施設等の維持管理が不適切であると認める場合は、当該施 設等の改善若しくは使用の一時停止を命じ、又は設置承認を取り消すことができる。

(施設等の廃止)

第14条 施設等を廃止する場合は、別記様式第3の飼養保管施設等廃止届を学長に届け出なければならない。

(実験計画の立案)

第15条 動物実験責任者は、動物実験を行う場合は、あらかじめ次に掲げる事項について、検

討した上で実験計画を立案し、別記様式第4の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び実験の必要性
- (2) 代替法を考慮した動物実験の方法
- (3) 実験の目的に適した実験動物の種、数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件
- (4) 実験処置による動物の障害、症状、苦痛の程度とそれを軽減する方法
- (5) 苦痛の程度の高い実験(致死的な疾患を起こすモデル動物、毒性実験、感染実験、発癌 実験、放射線照射実験等)における人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から開 放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定
- (6) 安楽死の方法

(実験計画の承認の可否)

- 第16条 学長は、委員会の審査結果に基づき、実験計画の承認の可否を決定するものとする。
- 2 委員会は、実験計画の妥当性を、動物福祉、安全性、倫理的及び科学的観点から審査する。 (年度を越えて行う動物実験)
- 第17条 動物実験責任者は、年度を越えて動物実験を行う場合は、改めて、年度当初に、実験 計画書を提出するものとする。
- 2 第15条及び前条の規定は、前項の実験計画書の取扱いについて準用する。

(安全管理に注意を要する動物実験)

- 第18条 動物実験責任者は、物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体及び遺伝子組換え生物等を扱う動物実験を実施する場合は、関係する法令及び規則等を遵守しなければならない。
- 2 前項の動物実験は、安全を確保するために必要な設備を有する施設等で実施しなければならない。

(実験操作)

- 第19条 動物実験実施者は、動物実験の目的を達成するために、経験を有する者の指導の下で 実験手技の習熟に努めなければならない。
- 2 侵襲性の高い大規模な外科手術を行う場合は、経験を有する者の指導下で実施するものとす る。

(苦痛の軽減)

第20条 動物実験実施者は、動物実験の目的に応じて麻酔薬、鎮痛薬又は鎮静薬を適切に使用することにより、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう努めなければならない。

(術後管理)

第21条 動物実験実施者は、侵襲性の高い動物実験の実施においては、獣医学的な方法により 適切な術後管理を行わなければならない。

(実験終了後の処置)

第22条 動物実験実施者は、動物実験を終了し、又は実験動物が回復の見込みがないと判断したときは、速やかな致死量の麻酔薬の投与により、できる限り苦痛を伴わない方法により、実

験動物を安楽死させるものとする。

第23条 実験動物の死体及び排泄物等は、動物実験責任者又は施設管理者が所定の場所に保管 し、衛生管理者の指示に従い処理を行うものとする。

(実施結果の報告)

第24条 動物実験責任者は、実験計画を実施した後、別記様式第5の動物実験結果報告書により、使用動物数、実験成果等について、学長に報告しなければならない。

(実験動物の導入等)

- 第25条 飼養保管施設の管理者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令、基本指針及び飼養保管基準等に基づき適正に管理されている施設から導入するものとする、
- 2 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の導入に当たっては、その規格、品質及び異常の有無を確認し、必要に応じて適切な検疫を行うものとする。
- 3 実験動物管理者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合は、 その組み合わせを考慮して収容するものとする。
- 4 実験動物管理者及び動物実験実施者は、導入された実験動物を動物実験に供する前に、必要 に応じて、適切な順化期間を設定し、実験動物が新たな環境や実験方法に適応するよう配慮す るものとする。

(給餌・給水、衛生管理、健康管理、記録の保存)

- 第26条 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・ 給水を行うものとする。
- 2 実験動物管理者及び飼養者は、飼養保管施設やケージ等の設備を定期的に清掃、消毒又は滅菌をし、適切な衛生状態を維持するものとする。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、日常的に実験動物の状態を観察し、実験動物に実験の目的以外の障害や疾病が発生した場合は、適切な治療等を行うものとする。
- 4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の健康管理に関して必要な情報を 相互に提供し、共有するように努めなければならない。
- 5 実験動物管理者及び飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、 保管するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

第27条 施設管理者は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第28条 施設管理者及び動物実験実施者は、実験動物の輸送に当たっては、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止、輸送容器からの逸走防止に努めるものとする。

(標準操作手順書の作成と周知)

第29条 施設管理者は、第25条から前条までに掲げる実験動物の飼養及び保管に関し必要な 事項について、当該飼養保管施設における具体的な方法、基準、数値等を定めた標準操作手順 書を作成し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。 (調査及び報告)

- 第30条 施設管理者は、飼養保管施設における実験動物の種類、飼養保管の頭数等について、 年度ごとに委員会に報告しなければならない。
- 2 施設管理者は、委員会の求めに応じて、実験動物の適正な飼養及び管理のための必要な調査 に協力しなければならない。

(実験動物による危害の防止)

- 第31条 施設管理者及び動物実験責任者は、実験動物が施設等から逸走しないよう動物種や実験目的に応じて必要な措置を講ずるとともに、逸走した場合は、捕獲に努めなければならない。
- 第32条 施設管理者は、有毒動物等人に害を加えるおそれがある実験動物を飼養保管する場合は、関連法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。
- 第33条 施設管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が実験動物由来の感染症を予防し、並びに実験動物による咬傷等を防止するとともに、発生時には速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 第34条 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験の実施に関係のない者 が実験動物に接触することがないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第35条 施設管理者は、地震又は火災等の緊急時にとるべき措置を定め、実験動物の逸走による危害防止と実験動物の保護に努めるものとする。
- 第36条 施設管理者は、第30条から前条までに掲げる安全管理に関し、具体的な方法を定め 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(教育訓練)

- 第37条 委員会は、この規程、関連する法令等を実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者 に熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を企画する。
 - (1)動物実験に関連する法令、指針及びこの規程に関する事項
 - (2) 動物実験の方法及び実験動物の取扱いに関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 動物実験の安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験の実施に関する事項
- 2 教育訓練は、保健科学部が実施する。ただし、学科・専攻の学生実習として実施する動物実験の教育訓練にあっては、動物実験責任者が実施するものとする。
- 第38条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前条に定める教育訓練を受けなければならない。

(自己点検・評価及び検証)

第39条 委員会は、動物実験の実施及び実験動物の飼養保管の状況等の基本方針への適合性について、年度ごとに、自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 施設管理者及び動物実験責任者は、委員会の求めに応じて、前号の自己点検・評価に必要な 資料を提出しなければならない。
- 3 学長は、第1項の自己点検・評価の結果について、学外の有識者による検証を受けるよう努 めるものとする。

(情報公開)

第40条 学長は、動物実験に関し、この規程、動物実験の実施状況、実験動物の飼養保管の状況、自己点検・評価及び検証の結果等の情報をホームページ等で公開するものとする。

第41条 哺乳類、鳥類又は爬虫類以外の脊椎動物を使用する実験において物理的又は化学的に 危険な物質を扱う場合は、第15条及び第23条の規定を準用する。

(担当事務)

第42条 委員会に関する事務は、視覚障害系支援課において処理する。

(雑則)

(準用)

第43条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年1月26日から施行する。
- 2 なお、この規程施行後最初の委員の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず平成 23年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

飼養保管施設設置承認申請書

年 月 日

学 長 殿

教育研究組織の長 職名 氏名

国立大学法人筑波技術大学動物実験等に関する規程第9条の規定に基づき、下記の飼養保管施設の設置について承認申請します。

フレーと外心中間しより	0
飼養保管施設の名称 及び位置	名 称: (建物名等)
	部屋番号等:
	(※(1)建物内での施設の位置、(2)施設内の飼育室や実験室の配置及び(3)主要設備の配置等を示す平面図を添付してください。)
設置目的	
飼養保管施設の管理体制	 「施設管理者」 所属・職名: 氏名: 連絡先: 氏名: 連絡先: 専門分野: 資格・経験の有無: 「主な飼養者」 □技術職員□その他(飼養者のうち有資格・経験者数:
飼養保管施設の概要	 (1)建物の構造(例 鉄筋コンクリート造): (2)空調方式(温湿度・換気回数等): (3)飼養保管動物種及び収容可能頭数: (4)飼育装置のタイプ(品名・形式):
	飼養保管施設の名称 及び位置 設置目的 飼養保管施設の管理 体制

		(5) 衛生設備(洗浄・消毒・滅菌等の設備):
		(6)逸走防止策:
		(7)廃棄物の処理方法:
		(8) 臭気、騒音による周辺環境への悪影響防止策:
		(9) 微生物統御レベル: □SPF □コンベンショナル
5	飼養保管施設の標準 操作手順書等の周知 方法	(1) 飼養保管施設の標準操作手順書(規定第29条)
		(2) 緊急時の対応等安全管理の具体的な方法に関する定め(規定第35 条)
6	特殊実験の有無	□特殊実験は扱わない □遺伝子組替え生物使用実験(□P1A □P2A □P3A) □感染動物実験(□BSL1 □BSL2 □BSL3) □有害物質投与動物実験 □放射性同位元素・放射線使用動物実験 (※遺伝子組替え生物使用実験、感染動物実験(BSL2以上)を扱う場合は、動物実験委員会の指示に従ってください。) □その他の特殊実験
7	飼養保管する動物が 動物愛護法以外の法 令の適用を受ける場 合の法令の名称等	
8	備考	
9	委員会の意見	

※1~8の項目を全て記入してください。

年度動物実験室設置承認申請書

年 月 日

学 長 殿

実験室を置く教育研究組織の長 職名 (学科長・専攻長等) 氏名

筑波技術大学動物実験に関する規程第11条の規定に基づき、動物実験に使用する実験室の設置を、 次のとおり申請します。

整理	動物	動物実験室 動物実験責任者(※)		H-1114.75	/ *** - **			
番号	建物	部屋番号	所属	職	氏名	使用動物種	備考	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- (※) 1つの実験室を複数の動物実験責任者が使用する場合は、代表者の氏名を記入してください。
- 1 平成22年度新たに申請する動物実験室については、各実験室の「動物実験室調書」を添付し、備考欄に、「○ ○新規」と記入してください。
- 2 廃止する動物実験室については、消し線を付け、備考欄に「廃止」と記入してください。
- 3 申請内容に変更がある場合は、「動物実験室調書」を添付し、備考欄に「○○変更」及び変更内容を記入してく ださい。
- 4 動物実験室とは、実験動物を生きた状態で使用、保管(48時間以内の一時保管)する室をいいます。
- 5 飼養保管施設の承認申請の際に、併設する動物実験室として設置承認を受けている実験室については、申請の 必要はありません。

整理悉号	
正红田 八	

動物実験室調書

筑波技術大学動物実験等に関する規程第11条の規定に基づく動物実験室の設置に係る調書を提出します。

1	動物実験室の 部屋番号	[建物名] [部屋番号] [室 名]
2	動物実験室の 管理体制	[動物実験責任者] ※実験室を複数の実験責任者が使用する場合は、代表者名を記載。 所属・職名: 氏 名: 連 絡 先:(内線) (e-mail)
3	動物実験室の概要	1) 実験に使用する実験動物種名 2) 主な実験処理と実験設備(機器)の名称 3) 動物種に応じた逸走防止策は執られているか。 □はい(複数回答可) □いいえ □前室・ネズミ返し等の設置 □使用時の扉・窓の閉鎖 □使用後の動物数の確認 □その他(4) 排泄物や血液等による汚染に対し、床や壁は清掃・消毒が容易な材質・構造であるか。 □はい □いいえ 壁 床 □コンクリート・モルタル塗 □コンクリート・モルタル塗 □耐水・防水処理 □耐水・防水処理 □耐水・防水処理 □耐水・防水処理 □耐水・防水処理 □耐水・防水処理 □耐水・防水処理 □での他(5) 臭気、廃棄物、騒音等による周辺環境への悪影響防止策がとられているか。 □はい(複数回答可) □いいえ □一度に使用する動物数を少なくし、臭気の発生を防止している。 □廃棄物(汚物、動物死体)は実験室に保管しない。 □廃棄物は、臭気や昆虫が発生しないよう、適切に保管している。 □騒音を発生しない。 □その他()
4	特殊実験の有 無	□特殊実験は扱わない。 □遺伝子組替え生物等使用実験 (□P1A □P2A □P3A) □感染動物実験 (□BSL1 □BSL2 □BSL3) □有害物質投与動物実験 □放射線同位元素・放射線使用動物実験 □その他の特殊実験
5	特記事項	(※麻薬・向精神薬の使用の有無等。)
6	委員会記入欄	□申請された実験室は規程に適合する。 □申請された実験室は規程に適合しない。
7	学長承認欄	動物実験室として承認する。 年 月 日

- 1 この調書は、教育研究組織の長に提出してください。
- 2 動物実験室:実験動物を生きた状態で使用、保管(48時間以内の一時保管)する室。 (実験動物の組織・血液のみを使用し、生体を持ち込まない実験室は該当しません。)
- 3 飼養保管施設に併設する動物実験室として設置承認を受けている実験室は、申請の必要はありません。

飼養保管施設等廃止届

年 月 日

学 長 殿

教育研究組織の長 職名 氏名

筑波技術大学動物実験等に関する規程第14条の規定に基づき、次のとおり届出いたします。

<i>-1</i>)·L	及以附入于勤份关款	守に肉するが住場14本ッが足に至って、以って40ヶ周山いたしよう。
1	廃止する飼養保管	〔飼養保管施設〕
	施設	名 称:
		(建物名等)
		部屋番号等:
		〔施設管理者〕
		所属・職名:
		氏 名:
		連絡先:
		〔実験動物管理者〕
		所属・職名:
		氏 名:
		連絡先:
2		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3	廃止後の施設利用	
	予定	
	1 1	
4	廃止時の残存飼養	
	保管動物の有無	有の場合の措置
	N E 20 10 10 11 mm	
5	特記事項	

年度 動物実験計画書

受付No	

		/h- I	**	
THE .		7		mvu
TO :	$\sigma + \sigma$	AMIT A		- III.
<i>-</i> 276.//	スコス	. PI'J 🖊 '	、学長	殿

申請日		
H 58 L		

動 物	所属		学科 専攻	専攻 コース	職名	
実験	氏名		79 -			
責任者	連絡先	TEL e-Mail				
研究	課題名	□開示可	□開示不可	可(理由)
実験	期間	承認	の 日 ~	年 月	日	
飼養	保管施設	□動物飼	育室 口名	その他()
動物	実験室					が施設に併設した動物実験室 記入してください。)
動物	氏名	4	専攻・コース・職名 は所属・年次)	K	1	属学科・専攻・コース・職名 (学生は所属・年次)
実験実施者					(1	動物実験責任者は記入不要)
代替	法の検討					
	□ I □ Ⅲ □ Ⅲ □ Ⅳ □ V ※別表 1 動物実験の倫理カテゴリー参照。 基準Ⅳ、基準 Ⅴ に相当する実験は、動物実験以外の代替手段の有無、実験結果の 意義・重要性、実験方法の妥当性について、別紙を添付して詳細に説明してくだい。				段の有無、実験結果の	
実	動物の種類	系統	性別	DC 43V I	生物学的品質 拿入時の品質 <i>を</i>	
入験動物					TO VITA TO TOWN TO	
研究	目的と意義、第	実験の必要性	□開示可 □	開示不可(理由	3)

年度 動物実験結果報告書

筑波	技術	衍大学長	殿					-	年	月	日
動物	所	属		学科	Ę	厚 攻	職名				
実験責	氏	名									
任 者	連絡	各先	TEL				e-mai	I			
研究	究課 題	題名	承認番号	_							
			動物の	種類			匹	数			
		験動物の 使用匹数									
					学外で使用した	場合は、	()書き	きで施設名	3称とその数	を内数で	記入。
実馬	倹結 り	果 □]開示可	□開示	不可(理由			- 10 - 11 - 1)
	二計回	画どおり実	 淫施した。								
			変更して実施	した。							`
	(3	変更内容と	〔埋田:)
	コ実馬	験を実施し	んなかった。								
[実	験結	果の概要]								
成	果 (-	予定含む)		た業績を記載す 、著者名、発表	つること。雑誌論	文や図	書等の、	論文表題	、雑誌名、		
			₹ 5	、首白石、宪衣	午寺。)						
特詞	2事1	頁									

※提出時に実験期間が終了していない実験計画については、 年 月 日までの予定を踏まえて作成してください。

実験内容	
	詳、使用匹数及びその算出根拠、動物に加える処置の内容及び期間、実験方法の妥当性、使用機器等が具体 わかるように記載。
	法(麻酔法等) 処置により予想される障害、症状、苦痛の程度及びその軽減方法について記載。
	苦痛の程度が高い場合には、人道的エンドポイントを設定して記載。(例:全身症状の悪化や腫瘍サイズ)
の増加	n(体重の10%まで)が見られる場合には、実験を終了し、安楽死させる。)
	□麻酔薬(
安楽死法	口全身麻酔下での全採血等
	口その他(
特殊実験	□特殊実験に該当しない。 □感染動物実験(□BSL1 □BSL2 □BSL3 様式1を添付して下さい。)※
区分	口有害物質投与動物実験(様式1を添付して下さい。)
	※ 感染動物実験(BSL2、BSL3)は、別途「研究用微生物等利用・保管届出申請書」の届出又は承認申請が必要です。
	口その他の特殊実験
委員の 意見	
态光	
	承認日 : 年 月 日
学 長	承認番号: 第 号
承認欄	数冲性织 上带 E
	筑波技術大学長

動物実験の倫理カテゴリー

基準 I

脊椎動物に対し全く苦痛や不 快感を与えないと期待される 実験、あるいは瞬間的なわずか な苦痛、不快感しか起こさない 処理 1) 痛みのない短時間の保定

例:短時間(数時間)の絶食、絶水、抹消血管からの採血、吸入麻酔、 挿管栄養

- 2) 刺激性の無い物質の投与
- 3) 安楽死処分(事前に実験処置を行わない場合)

例:麻酔薬の過剰投与、鎮静や浅い麻酔下での断頭術

4) 完全な麻酔下で行い二度と覚醒しない実験

基準Ⅱ

脊椎動物に対して限局的な短 時間持続する軽い、あるいは中 程度の痛みを起こす処理 1) 麻酔下で操作し麻酔覚醒後に不快感が殆どない処置

例:小規模外科処置、カテーテル装置のための切開、生検試料採取、 麻酔下での血管露出、カテーテル留置

2) 短時間の覚醒動物の行動実験

注:基準Ⅱの処置では回避不能なストレスや不快感の強さと長さの程度に配慮する。

基準Ⅲ

脊椎動物に対して回避不能な 苦痛を起こす実験(数日持続す る中程度の痛みを起こす実験) 1) その処置そのものの効果を見るための行動負荷

- 2) 数時間以上の身体拘束
- 3) 痛みを引き起こす解剖学的、生理学的欠失作成
- 4) アジュバンドを用いた抗体作成
- 5) 術後不快感を起こす大規模な外科処置

例:整形外科処置、脊椎への処置、開頭術、開腹術、開胸術

6) その処置自体では非致死的でも適切な処置を怠ると死亡に至る処置 例:冷却、加熱、絶食、回転、免疫抑制処置、放射線障害の作成、終 了時に個体死を起こす毒性試験、感染実験、腫瘍増殖実験

基準Ⅳ

食欲不振や体重低下などの非 致死的全身症状を伴う中程度 から激しい苦痛を起こす処置、 あるいは反復して与える処置、 精神的に苦しみを与える処置

- 1) 全身症状を呈し長時間持続する苦痛を与える処置
- 2) 麻酔薬を使用しない外科的処置
- 3) 許容限界に達する痛みを起こす処置やショック
- 4) 不安を来す薬物の投与
- 5) 幼獣の親からの単離
- 6)自己毀損あるいは群飼育時に群組織を壊させるような行為をさせること。

注:基準IVの実験では、研究者が責任をもって動物の苦しみを最小限にあるいは無くすための方法の検討、代替法の研究を併せて行うこと。

基準Ⅴ

無麻酔の覚醒した動物に許容 限界に近い、あるいは越える激 しい痛みを与える実験

- 1) 酔薬を使用せずにサクシニルコリンや他のクラレ系薬物など筋弛緩薬あるいは麻痺薬を単独で外科的処置の身体拘束に使用すること。
- 2)無麻酔の動物にひどい火傷や損傷を与えること。
- 3)回避不能なひどいストレスや死に至るストレスを与えること。
- 4) 覚醒状態で時間をかけて死に至らせる行為

注:米国において、基準Vの実験は重要な結果を導くと期待されるものであっても許容しがたいものと考えられている。これらの実験の多くは米国の指針で特に禁止されている。本学でもこれに準じるものとする。

※基準Ⅳ、基準 V に相当する実験は。「予想される苦痛の程度が基準Ⅳ又は基準 V に相当する実験に添付する詳細説明書」を添付して詳細に説明してください。

また、同様な実験方法が記載された最近の論文(国際学術雑誌)コピーを添付してください。

感染実験・有害物質投与実験

見	f 属					学科 専攻		連絡先		TE e-	L mail				
実験責任者氏名					<u> </u>										
研 究 課 題 名 (実験計画と同一課題)															
実験期間承			承	認の	D	日 ~			年		月	E	l		
□感染実験	使用する動物の種類。匹数														
	使用する病原体等の名称														
	微生物のレベル(※1)														
	使用する消毒薬														
	接種方法														
	病原体等の臓器分布														
	病原体等の排出部位														
口有害物質投与実験	投与する動物の種類・匹数														
	投与する有害物質 ^(別表2参照)	種	類												
		化合物	名												
		投与方	法												
			1回又は1匹当たり使用量										mg		
		数	里	総使	用量	<u>=</u>									mg
共通事項	ヒト・動物及び周辺環境への影響 (使用物質や微生物の一般毒性、 病原性、発癌性等の概要)														
	動物死体、廃棄物等の処理方法														
	安全設備														
	実施場所、室名(平面図添付※2)														
	特記事項														

(※1) 病原性微生物等のレベル分類 (BSL) については国立感染症研究所病原体等安全管理規程 別表 2の付表1及び付表2を参照。

また、感染動物実験(BSL2、BSL3)は、別途「研究用微生物等利用・保管届出申請書」の 届出又は承認申請が必要。

(※2) 建物の同一階の平面図及び実験室内の設備の配置等を示す図面を別紙として添付すること。

別表 2

投与する有害物質

- (1)シアン化合物
- (2)アルキル水銀
- (3) 有機リン(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。)
- (4) カドミウム
- (5)鉛
- (6) クロム
- (7)ヒ素
- (8)総水銀
- (9) PCB
- (10) 芳香族炭化水素
- (11) 芳香族アミン及びニトロ化合物
- (12) 芳香族アゾ化合物及びそれらの複素環式同族類
- (13) 複素環式化合物
- (14) ニトロソ化合物を含む脂肪族化合物
- (15) 無機物質で、次に掲げるもの
 - イ ベリリウム
 - ロ ニッケル
 - ハ コバルト
 - ニ アスベスト